

二五、三親等内ノ姻族ノ喪ニ際シ休
業シタル際休職附此ニシテ度(若)
二六、夏季休職時間ノ延長ヲ廢シ
暑中休暇附此ニシテ度(月)

二七、定期職工ニ年金附此ニ年限ヲ
短縮セラシ度(銭積同様)
二八、扶助令ノ服務年數ノ計算ヲ
普通職工持命ノ日ヨリ起算スル
コトニセシ度(會)
二九、恩給支給者ニテ退職シタル場

現細則ノ範圍内ニ於テ適宜実
施シ得ハト信ス

休職時間ヲ短縮スルハ衛生言
フモ一般ノ希望ト考ヘテ現在ノ
マニノ方ヲ有利トセリ暑中休暇等
ハ亦三項ニ依リ承認セシキ

扶助令ノ當徴ニ限ル恩典ヲ以テ
將來一般ノ權衡ニ際止セラントスル
運命ニアルヲ以テ本提案中ノ如キ
ハ却テ其ノ時機ヲ早カラシムト爲リ
本問題ニ觸ルサルヲ有利トセリ
調査スル

合動統賃其中ヨリ年金五五等
ヲ控除スルコトヲ改正セシ度(積)
二六、苦済組合ニ年金制度ヲ設ケル
度(絶)

元職工規則第五條但書中ノ特
別ノ技能ノ有者ヲ削除セシ度
(積)

三〇、年齢制限ニ達スル六月以前
ニテ退職シ願出タルトキ年限年
數ニ達シタルモノト見做セシ度(會)

本提案ノ昨年モ苦済組合評議
員會ノ意見ト多ク相違アルヲ以
テ尚一層研究セラシ度

年限年齢ハ一般従業員ノ利益ヲ
圖ルニ規定ナルヲ以テ本提案中ノ如ク
年限年齢ノ意味ヲ弱ムルモノニ
同意シ難シ
同情ヲ努メテ有利ナラシムルヲ研
究スル